



言渡	平成23年7月4日
交付	平成23年7月4日
裁判所書記官 谷内秀幸	

平成22年(行ツ)第431号

判 決

[Redacted]

上 告 人

[Redacted]

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 上 告 人 東 京 都

同 代 表 者 東 京 都 教 育 委 員 会

同委員会代表者委員長 木 村 孟

被上告人代表者知事 石 原 慎 太 郎

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年(行コ)第115号再任用拒否処分取消等請求事件について、同裁判所が平成22年8月19日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

1 上告人の上告理由のうち職務命令の憲法19条違反をいう部分について
原審の適法に確定した事実関係の下において、本件職務命令が憲法19条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和28年(オ)第1241号同31年7月4日大法廷判決・民集10巻7号785頁、最高裁昭和44年(あ)第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁、最高裁昭和43年(あ)第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5



号615頁及び最高裁昭和44年（あ）第1275号同51年5月21日大法院判決・刑集30巻5号1178頁）の趣旨に徴して明らかというべきである（最高裁平成22年（行ツ）第54号同23年5月30日第二小法廷判決・裁判所時報1532号2頁，最高裁平成22年（オ）第951号同23年6月6日第一小法廷判決・裁判所時報1533号3頁，最高裁平成22年（行ツ）第314号同23年6月14日第三小法廷判決・裁判所時報1533号14頁，最高裁平成22年（行ツ）第372号同23年6月21日第三小法廷判決・裁判所時報1534号掲載予定参照）。所論の点に関する原審の判断は，是認することができる。論旨は採用することができない。

2 その余の上告理由について

論旨は，違憲をいうが，その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって，民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官竹内行夫，同須藤正彦，同千葉勝美の各補足意見がある。

裁判官竹内行夫の補足意見は，次のとおりである。

私は，本件職務命令が憲法19条に違反しないとする法廷意見に賛同するものであり，その理由について補足する点は，法廷意見の引用する最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決において私の補足意見として述べたとおりであるから，これを引用する。

裁判官須藤正彦の補足意見は，次のとおりである。

私は，本件職務命令が憲法19条に違反しないとする法廷意見に同調するもので

あり、その理由について補足する点は、法廷意見の引用する最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決において私の補足意見の中で述べたとおりであるから、これを引用する。

裁判官千葉勝美の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見のとおり、本件職務命令は憲法19条に違反するものではないと考えるものであり、本件職務命令に対する合憲性審査の視点等について法廷意見に補足する点は、法廷意見の引用する最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決における私の補足意見の中で述べたとおりであるから、これを引用する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	須	藤	正	彦
裁判官	古	田	佑	紀
裁判官	竹	内	行	夫
裁判官	千	葉	勝	美